

県立学校長 様

保健体育課長

部活動実施上の留意事項について（通知）
（令和 3 年 9 月 17 日時点）

このことについては、令和 3 年 8 月 30 日付け教保第 396 号で通知したところですが、9 月 16 日（木）をもって、全県を対象とした「特別警報」が解除されることを踏まえ、9 月 17 日（金）より部活動を再開します。

ただし、下記の内容を厳守することとし、部活動における感染拡大が発生しないよう、徹底した対策を講じること。

記

1 感染防止対策について

- 活動場所や部室、更衣室等での密を避け、活動前後や休憩中はマスクの着用や手洗いを徹底すること。
- 発熱等や倦怠感、喉の違和感など、普段と体調が少しでも異なる場合や、同居の家族に同様の症状が見られる場合は参加しないこと。
- 各競技団体や各文化団体が示している最新の感染症防止ガイドライン等を改めて確認し、その内容を遵守すること。
- 運動部では、近距離で組み合わせることが主体となる活動や身体接触を伴う活動、大きな発声や激しい呼気を伴う活動について、実施する回数や時間を必要最小限とすること。また、身体活動を伴わない時間帯や、呼吸が荒くならない程度の低負荷のトレーニング中においてはマスク着用を徹底し、練習開始時や終了時の挨拶、活動中の応援等についても、極力発声を控えること。
- 文化部では、これまで吹奏楽や合唱活動等による感染拡大事例が複数件確認されていることを踏まえ、特に管楽器演奏や発声を行う活動について、実施する回数や時間を必要最小限とすること。また活動全体において、例えば人と人との距離について、ガイドラインに示された基準を上回る距離を確保するなど、より慎重な対応を行うこと。

2 活動の制限について

- 休養日の設定や活動時間については、「新潟県部活動の在り方に係る方針」を遵守すること。
- 県外への遠征及び県外の学校との交流は、高体連、高野連、高文連及び競技団体、文化団体主催の、全国あるいはブロック大会及びコンクール、発表会への参加に限る。
- 県外での大会等への出場に際しては、生徒と保護者の意向を尊重すること。また、出発前と帰県後には抗原検査等の検査を実施することが望ましい。

- 県内での、公式大会等への参加を除く他校との交流（練習試合や合同練習等）については、移動や食事の際の感染リスクを低減させるため、できるだけ近隣校同士の交流に限定することとし、参加校を減らすなど規模を縮小するとともに、実施する回数や時間については必要最小限とすること。
- 他校との交流を行う際、校長は、各部活動顧問から活動計画書等を提出させ、内容を確認して実施の可否を判断すること。
- 宿泊を伴う活動は、公式大会への参加に限り、必要最小限の泊数で行うことができる。その際、1室あたりの宿泊者を最小限にするとともに、宿舎での食事や入浴等の場面での感染拡大を防止するため、事前に十分に打ち合わせを行うこと。
- 大学生チームや社会人チームとの交流は行わないこと。
- 県外在住のコーチ等を招いての活動や、県外から帰省してきた卒業生等との交流は行わないこと。
- 活動前後に生徒同士で会食することは控えること。また、昼食については、三密を避けるとともに、会話をせず、短時間で済ませること。

【担当】

学校体育指導係

副参事 志田 哲也

TEL 025-280-5624